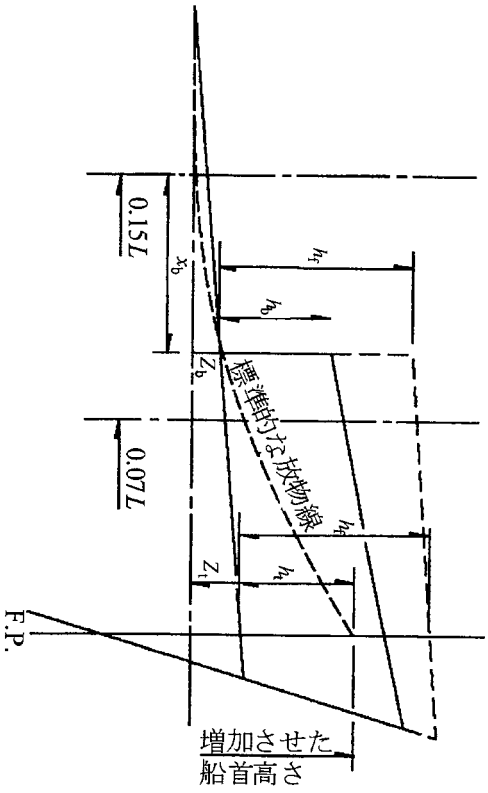
(4)
(a) 船首楼の長さが〇・一五Ｌ未満であるが〇・〇七Ｌより大きい場合においても、船首楼甲板の舷弧高は考慮に入れることができる。ただし、船首楼の高さが〇・〇七Ｌと船首垂線との間で第三十三規則に定義する船楼の標準の高さの二分の一以上ある場合に限る。

(b) 船首楼の高さが第三十三規則に定義する船楼の標準の高さの二分の一未満である場合には、船首高さの増加分は、次のように決定することができる。

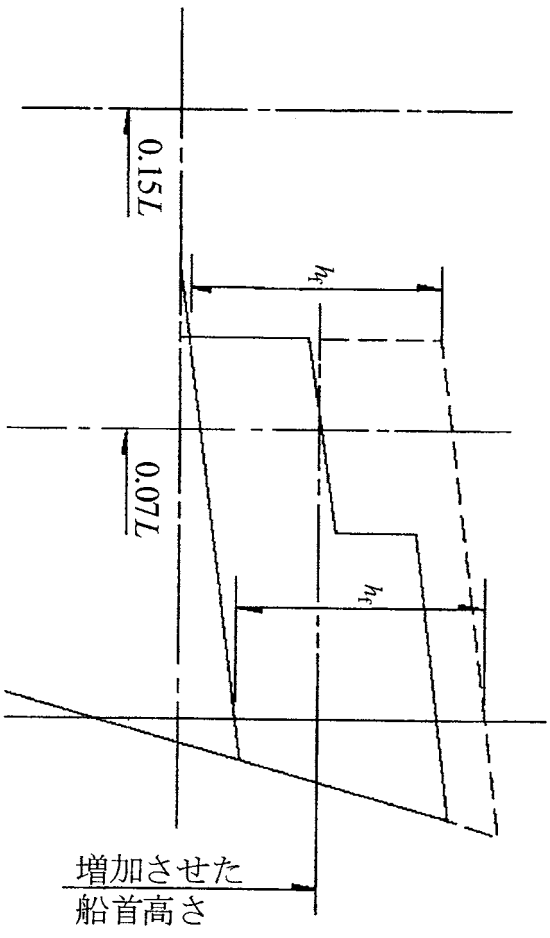
(i) フリーボード甲板が船尾方向の〇・一五Ｌから達する舷弧を有する場合には、船首垂線から〇・一五Ｌ船尾方向の位置において船体の中央部における深さに等しい高さの位置に原点を有し、船首楼隔壁と甲板とが交差する点を通り、船首垂線の位置で船首楼甲板の面より高くない点まで達する放物曲線（第三十九―一図参照）。ただし、第三十九―一図においてhtを用いて示す高さの値がhbを用いて示す高さの値より小さい場合には、利用する船首高さにおいてhtをhbに代えることができる。

(ii) フリーボード甲板が〇・一五Ｌ未満の舷弧を有する場合又は舷弧高を有しない場合には、〇・〇七Ｌの位置での船側における船首楼甲板から船首垂線まで基線に平行に達する線（第三十八―二図参照）。



第三十九―一図

$$h_t = Z_b \left(\frac{0.15L}{x_b} \right)^2 - Z_t$$



ｈｆは、第３３規則に定義する船楼の標準の高さの半分とする。

第三十九―二図

(5) Ｂ型船舶のフリーボードを指定される全ての船舶（油タンカー（注）、化学薬品タンカー（注）及びガス運搬船（注）を除く。）は、船首に追加的な予備浮力を有しなければならない。船首垂線の後方〇・一五Ｌの範囲内で、夏期満載喫水線と船側における甲板との間の投影面積（第三十九―三図のＡ1及びＡ2）及び閉囲船楼が備えられている場合にはその投影面積（Ａ3）の合計は、次の値を下回ってはならない。

$(0.15Fmin + 4\ (L/3 + 10))\ L/1000m^2$

この場合において、

Fminは、$Fmin = (F_0 \times f_1) + f_2$によって計算する。

F_0は、表28.2から得て第二十七規則(9)及び(10)の規定によって修正した表定フリーボードとし、ミリメートルで表す。

Ｆ1は、第三十規則の規定によって与えられる方形係数による修正とする。

Ｆ2は、第三十一規則の規定によって与えられる深さによる修正とし、ミリメートルで表す。